0112

一般社団法人日本原子力学会

日本原子力学会奨学金基金運営規程

平成28年3月22日　第7回理事会承認

（目的）

第１条 本規程は，日本原子力学会奨学金基金の運営にかかわる事項を定めることを目的とする。

（奨学金基金の設定と運営）

第２条 各種基金の運用に関する規程（0304）に基づき，本会に日本原子力学会奨学金基金（以下「当基金」）を設立し，将来の原子力・放射線分野を支える意欲があり，かつ優秀な学生を対象に奨学金を貸与する。

第３条　当基金の運営および奨学生候補者選考のため，日本原子力学会に奨学生小委員会（以下「小委員会」）を設ける。

２　小委員会は以下の構成とする。任期は7月から1年間とし，再任は妨げない。

（１）委員長　副会長1名

（２）委員　総務理事1名，教育理事2名，財務理事1名，YGN1名，学会外団体1名

３　小委員会は過半数の委員の出席をもって成立するものとする。

（応募の資格）

第４条 奨学金の貸与を受けるための応募資格は，卒業後大学院修士課程の原子力・放射線にかかわる分野（研究室）へ進学予定の学部4年生とする。

（貸与期間および金額）

第５条 奨学金の貸与期間は，大学院修士（博士前期）課程の2年間とする。

２　奨学金の貸与額は，年額24万円とする。

３　貸与人員は若干名とする。

（申し込みに必要な書類）

第６条 応募者は，次の書類を提出しなければならない。

（１）日本原子力学会奨学金申込書

（２）学部の成績表

（３）所属の学科長あるいは指導教員の推薦書

（４）小論文

（奨学生の決定）

第７条 小委員会は奨学生募集要綱の作成，奨学生候補者の選考にあたる。

第８条　奨学生は，小委員会の候補者選考結果に基づき，理事会で決定する。その結果は大学ならびに応募者に通知する。ただし，奨学生候補者が卒業後大学院に進学しなかった時は，候補者としての資格を失うものとする。

（奨学生候補者の選考ならびに決定スケジュール）

第９条　奨学生候補者の選考は以下の手順でおこなう。

１　奨学生募集要項を発表　学会誌9月号掲載

　　応募締め切り　10月末

２　小委員会による書類審査で候補者を選考　11月初旬

３　小委員会による面談で候補者を確定　11月末

４　理事会にて奨学生を決定　12月

５　貸与開始　4月

（奨学金の貸与方法）

第10条　奨学金は，原則として，6月と12月の年2回の分割払いとする。

２　奨学金は奨学生の指定する金融機関に振り込むものとする。

（奨学生の報告義務）

第11条　奨学生は，奨学金貸与期間中の毎4月と10月に大学の発行する在籍証明書ならびに就学状況報告書を学会に提出しなければならない。

２　奨学生は，次の各号の一に該当する場合は，その都度報告しなければならない。

（１）休学，復学，転学または退学したとき

（２）停学，その他の処分を受けたとき

（３）その他，既に届け出た書類の記載事項に変更があったとき

（奨学金の休止および復活）

第12条　奨学生が休学または長期に亘って欠席したときは，奨学金の貸与を休止する。

２　前項により奨学金の貸与を休止した者が，その事由が止んで大学を経由して願い出た場合は，奨学金の貸与を復活することがある。

（奨学金の打ち切り）

第13条　奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は，奨学金の貸与を打ち切る。

（１）就学状況が不良となったとき

（２）停学，退学および転学したとき

（３）奨学金の貸与を辞退したとき

（４）その他奨学生として適当でない事実があったとき

（５）報告義務を6ヶ月以上怠ったとき

（奨学金の返還）

第14条　奨学金は大学院修了後，最長2年間にわたり分割払い，あるいは一括（いずれも無利子）でもって返還するものとする。

２　第13条に該当して奨学金貸与を打ち切った場合には，当該奨学生はすみやかに貸与金を返還するものとする。

（奨学金返還の免除資格）

第15条　卒業後，原子力産業分野への就職，政府・研究機関あるいは大学教育研究職に就職する者には返還免除資格を与える。

（返還免除申請）

第16条　奨学生が卒業にあたり，奨学金返還の免除を希望する場合は，以下の書類を提出し申請する。

（１）奨学金返還免除申請書

（２）卒業見込み証明書

（３）就職内定通知書

（返還免除決定）

第17条　返還免除申請をした奨学生は，就職後3ヶ月以内に就職先の責任者発行の在籍証明書を日本原子力学会に提出することにより，免除が決定される。

（返還猶予）

第18条　奨学金貸与期間終了後，さらに博士（後期）課程に進学する場合，卒業までの期間の奨学金返還猶予申請をおこなうことができる。以下の書類を提出し申請する。

（１）奨学金返還猶予申請書

（２）進学した課程の在籍証明書

（改定）

第19条　本規程の改定は，奨学生小委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　平成18年7月25日　第482回理事会制定

２　改定履歴

1. 平成20年5月27日　第494回理事会承認
2. 平成20年7月30日　第496回理事会承認
3. 平成23年2月1日　奨学生小委員会起案，平成23年2月1日　第514回理事会承認
4. 平成28年3月17日　第9回総務財務委員会起案，平成28年3月22日　第7回理事会承認

附則

１　平成23年2月1日改定の規程は，平成23年4月1日から施行する。

２　平成28年3月22日改定の規程は，平成28年4月1日から施行する。